

橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業

実施方針

令和2年11月

橋本市

目 次

1	特定事業の選定に関する事項.....	2
1.1	事業内容に関する事項.....	2
2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
2.1	事業者の選定に関する事項.....	7
2.2	プロポーザル参加資格に関する事項.....	8
2.3	事業者選定スケジュール.....	10
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
3.1	事業契約に関する基本的な考え方.....	14
3.2	本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方.....	14
3.3	対象業務における要求水準.....	14
3.4	橋本市による事業の実施状況のモニタリング.....	15
4	対象施設等規模及び配置に関する事項.....	16
4.1	規模に関する事項.....	16
5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	16
6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	16
6.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	16
6.2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	16
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
7.1	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
7.2	その他の支援に関する事項.....	16
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	17
8.1	情報提供.....	17
8.2	実施方針の変更.....	17
8.3	プロポーザルの中止等.....	17
8.4	優先交渉権者を選定しない場合.....	17
8.5	応募に当たっての費用の負担.....	17
8.6	提出書類の取り扱い.....	17
8.7	本事業のアドバイザー.....	18
8.8	本事業に関する問い合わせ.....	18

【別紙 1】 想定する事業スキーム

【別紙 2】 リスク分担表

【様式 1】 参加申込書

【様式 2】 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書

はじめに

橋本市の基幹浄水場である橋本市浄水場は昭和 54 年に築造され、特に橋本市浄水場内にある 1 系水処理施設と取水場内にある導水施設の老朽化が著しい状況である。また、熟練職員が減少する中においても継続的、中長期的に安定した維持管理体制を確保していかなければならない状況である。

橋本市は、橋本市浄水場 1 系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準拠した DBO 方式（Design Build Operate）により実施することを予定している。

なお、DBO 方式とは、民間事業者（以下「事業者」という。）に設計及び工事から維持管理まで一括して委ねる点は PFI 方式と同様であるが、資金調達を事業者ではなく橋本市が行う方式である。

本実施方針は、橋本市が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の選定に関する方針を定める。

1 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

1.1.1 事業名称

橋本市浄水場 1 系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業

1.1.2 対象施設

取水場、橋本市浄水場、配水池及びポンプ場

1.1.3 公共施設等の管理者の名称

橋本市長 平木 哲朗

1.1.4 事業の目的

本事業は、老朽化が著しい橋本市浄水場について、浄水機能を確保することを目的として、現在の橋本市浄水場内にある 1 系水処理施設と取水場内にある取水施設を更新するものである。また、併せて取水場、橋本市浄水場、配水池及びポンプ場の水道施設の維持管理を適正に実施することにより、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行うことを目的とする。

【事業の目的の要点】

- ・老朽化した設備を効率的かつ効果的に設計及び更新する。
- ・熟練職員数が減少する中、中長期的に水道施設を維持、管理及び運転ができる人材を確保する。
- ・継続的、中長期的に安定した維持管理体制を確保し、適切な維持管理実現のための基盤を構築する。

1.1.5 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設・設備及び対象業務は、下記のとおりである。

(1) 対象施設・設備

- ・更新工事等対象施設

更新対象施設			摘要
取水場	1-1	取水施設	機械・電気設備を対象とする。 撤去工事含む。 取水口等の耐震補強工事含む。
橋本市浄水場	2-1	1 系沈澱池	機械・電気設備を対象とする。 撤去工事含む。
	2-2	1 系ろ過池	機械・電気設備を対象とする。 撤去工事含む。
	2-3	中央監視設備	電気設備を対象とする。 撤去工事含む。 管理本館の耐震補強工事含む。

・維持管理対象施設

施設区分	施設名称	施設区分	施設名称
取水場（場外）	取水場	配水池及びポンプ場	幡天神配水池
橋本市浄水場	浄水場		西畑茂原受水池
	高区浄水池		西畑茂原配水池
配水池及びポンプ場 （場外）	境原中継ポンプ場		上清水受水池
	山内配水池		上清水中継ポンプ場
	あやの台配水池		上清水配水池
	小峰台配水池		西畑一班配水池
	細川中継ポンプ場		西畑配水池
	城山台配水池		横座配水池
	城山台高区配水池		赤塚配水池
	三石台配水池		西部低区配水池
	紀見ヶ丘配水池		西部高区配水池
	紀見ヶ丘高区配水池		北山ポンプ場
	紀見峠中継ポンプ場		田原第 1 中継ポンプ場
	紀見峠配水池		田原第 1 配水池
	柱本配水池		田原第 2 中継ポンプ場
	柿の木坂中継ポンプ場		田原第 2 配水池
	柿の木坂配水池		信太配水池
	運動公園中継ポンプ場		大野配水池
	運動公園配水池		九重配水池
	小原田中継ポンプ場		神野々流量計室
	西部配水池		平山城流量計室
	古佐田配水池		応其流量計室
	原田配水池		東部流量計室
	吉原中継ポンプ場		嵯峨谷第 1 飲料水供給施設
	吉原配水池		嵯峨谷第 2 飲料水供給施設
	山田中継ポンプ場		竹尾飲料水供給施設
	山田配水池		杉尾簡易飲料水供給施設
	みゆき台配水池		

(2) 対象業務

- ・設計業務
 - ・取水場機械電気設備更新設計
 - ・橋本市浄水場 1 系水処理機械電気設備更新設計
 - ・橋本市浄水場中央監視設備更新設計
- ・更新工事等
 - ・取水場機械電気設備撤去更新工事
 - ・橋本市浄水場 1 系水処理機械電気設備撤去更新工事
 - ・耐震補強工事（取水場、橋本市浄水場管理本館）
 - ・橋本市浄水場中央監視設備撤去更新工事
- ・維持管理業務
 - ・運転操作監視業務
 - ・保守点検業務及び修繕業務
 - ・保安業務
 - ・その他技術業務
 - ・技術力の確保に関する業務
 - ・モニタリング関連業務
 - ・その他関連業務

1.1.6 事業方式

本事業は、取水場、橋本市浄水場機械電気設備更新対象施設の設計業務、更新工事等及び場外施設を含む維持管理業務を一括して実施する DBO 方式である。なお、維持管理業務は水道法に基づく第三者委託ではない。

1.1.7 事業期間

本事業は、基本契約締結の日から令和 21 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

維持管理については、現在の橋本市浄水場運転管理業務委託事業者より運転管理方法等について十分引継ぎの上、事業を開始すること。

1.1.8 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 事業スケジュール

項目	予定
基本契約の締結	令和3年7月
建設工事請負契約の締結	令和3年8月
維持管理委託契約の締結	令和3年8月
設計及び工事期間	令和3年9月～令和6年3月（2年7ヶ月）
建設完了	令和6年3月
維持管理期間	令和6年4月～令和21年3月（15年間）
契約終了	令和21年3月31日

1.1.9 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり、以下の関係法令等を遵守する。

(1) 関係法令等

- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和12年法律第104号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（令和3年法律第48号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・土壌汚染対策法（平成17年法律第33号）
- ・その他関連法令及び条例等

(2) 指針及び各種基準等

本事業に適用する橋本市の技術基準等は以下のとおりであり、契約時点において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。

- ・水道施設設計指針

- ・水道施設耐震工法指針・解説
- ・水道維持管理指針
- ・和歌山県土木工事標準仕様書
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・その他関連要綱及び各種基準等

2 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の選定に関する事項

2.1.1 事業者を求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

- ・効率的かつ効果的な取水場、橋本市浄水場の設計及び工事
- ・一定の質を確保した安定的かつ継続的な水の供給
- ・取水場、橋本市浄水場、配水池及びポンプ場の効率的な維持管理

このため事業者は、取水場及び橋本市浄水場施設の工事及び維持管理への深い理解と十分なノウハウや期待される役割を果たすうえで必要とされる能力を有している事が求められる。また、併せて事業継続のために官民共同で適切な維持管理の実現を目指すための能力を有する事も求められる。

2.1.2 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び優先交渉権者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により行うものとする。

なお、本事業のプロポーザル参加手続きは、以下のとおり実施することを予定している。

(1) プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加資格の確認として、橋本市の入札参加資格名簿に登録されていることとともに一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

(2) 提案内容の審査

上記(1)において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

2.1.3 橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会の設置

橋本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、参加者の提案内容の技術的な評価を行う。橋本市は、選定委員会の評価の結果をもとに優先交渉権者を決定する。

2.2 プロポーザル参加資格に関する事項

2.2.1 応募者の構成

応募者の構成等は次のとおりとする。（別紙1参照）

- ・応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業等を「構成員」とする。
- ・構成員の企業数は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- ・代表企業は本事業を統括する総括責任者を配置すること。総括責任者は監理技術者等と兼任することができる。なお、総括責任者の専任の必要はないが、監理技術者等の専任要件が必要な者が兼任する場合はこの限りではない。
- ・応募グループは、更新工事等を行う企業（建設企業）及び本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。なお、設計企業を応募グループに入れることは差し支えない。
- ・応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書（以下「プロポーザル参加資格確認申請書」という。）の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名等及び携わる業務について明らかにするものとする。協力企業については携わる業務について明記すること。
- ・代表企業の変更は、原則として認めない。
- ・プロポーザル参加資格確認申請書の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- ・応募企業及び応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。また、選定されなかった応募グループの構成員は本事業に携わることはできない。なお、協力企業についても携わることはできない。
- ・本工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り市内業者を活用するよう努めること。

2.2.2 応募者のプロポーザル参加資格要件

- ・共通要件
 - ・「橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ・次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続をなしていないもの。
 - ・国税及び地方税に未納の税額がある者は応募者となることはできない。
- ・本事業のアドバイザー業務に関わっている法人等（株式会社 NJS 及び菅原正明公認会計士・税理士事務所）及びその関係会社は、本事業の事業者選定に係る応募者となることはできない。
- ・本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の企業又

は法人であること。

- ・協力企業は共通要件を満たすものとする。
- ・協力企業は複数の応募者に協力することはできない。
- ・各業務の実施企業の資格要件

応募者は、本施設の設計、工事及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の工事企業、維持管理企業の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

- ・工事企業

工事企業は、次の要件を満たすこと。また、工事業務を複数の企業で担う場合は、複数の企業で特定建設工事共同企業体（以下「建設 JV」という。）を組成すること。建設 JV の代表企業は応募グループの代表企業と同一とする。なお、以下に示す各実績については他社と共同で履行した実績も認める。

- ・橋本市の令和2年度橋本市建設工事又は委託業務請負業者入札参加資格登録されていること。
- ・機械工事を担当する企業は国内において、公称能力26,000m³/日以上 of 浄水能力を有する急速ろ過方式の浄水場の、沈澱池機械設備又はろ過池機械設備の新設工事又は更新工事の施工実績があること。
- ・電気工事を担当する企業は国内において、公称能力26,000m³/日以上 of 浄水能力を有する浄水場の受変電設備及び中央監視の更新工事の施工実績があること。なお、受変電設備、中央監視はそれぞれ別の浄水場でもかまわない。
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械工事を担当する企業は機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事を担当する企業は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、土木工事を担当する企業は土木企業の特定建設業又は建設業の許可を受けていることとし、土木工事は協力企業が要件を満たすことでも構わない。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、電気工事について1,000点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ・維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たすこと。また、維持管理業務を複数の企業で担う場合は、複数の企業で特定維持管理共同企業体（以下「維持管理JV」という。）を組成すること。維持管理JVの代表企業は応募グループの代表企業と同一とする。

- ・橋本市の令和2年度橋本市建設工事又は委託業務請負業者入札参加資格登録されていること。
- ・国内で水道事業又は水道用水供給事業に係る表流水を水源とする浄水場（急速ろ過方式等）で24時間365日連続して運転監視における運転管理業務委託の実績を有すること。業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

2.3 事業者選定スケジュール

2.3.1 スケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

実施事項	日程
実施方針（案）・要求水準書（案）の公表	令和2年9月1日
第1回説明会及び現場見学会	令和2年9月14日
実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問、意見の受付	令和2年9月14日～16日
実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問に対する回答の公表	令和2年10月9日
募集内容公告	令和2年11月上旬
募集内容に関する質問の受付	令和2年11月上旬～中旬
募集内容に関する質問に対する回答の公表	令和2年12月上旬
参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の受付締切	令和2年12月下旬
参加資格の審査結果公表	令和3年2月中旬
提案書の受付	令和3年4月中旬
提案書類の審査	令和3年5月中旬
優先交渉権者決定・公表	令和3年5月中旬
優先交渉権者との交渉	令和3年5月下旬
優先交渉権者との基本契約の締結	令和3年7月
優先交渉権者との建設工事請負契約の締結	令和3年8月
優先交渉権者との維持管理委託契約の締結	令和3年8月

※上記日程を変更する可能性がある。

2.3.2 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する説明会等

本事業に応募しようとする事業者等に対して実施方針（案）・要求水準書（案）に関する説明会を開催し、事業に係る情報を提供するとともに、橋本市の考え方等を提示する。説明会に出席する場合は、事前登録を行う。

(1) 説明会及び現地見学会

・開催日時

令和2年9月14日（月）13時30分から～

・開催場所

橋本市浄水場 会議室（現地見学の対象は取水場、橋本市浄水場）

・事前登録

申込書（様式1）に必要事項を記入の上、「8.8 本事業に関する問い合わせ」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は令和2年9月7日（月）から9月10日（木）午後4時までとする。なお、参加者は1社当たり2名までとする。

・注意事項

説明会及び現地見学会では実施方針（案）及び要求水準書（案）は配布しない。また、本説明会及び現地見学会では質疑応答の機会を設けない。

(2) 実施方針（案）・要求水準書（案）に関する質問受付及び回答公表

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問受付は以下の要領により行う。

- ・実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問受付

- ・受付期間

- 令和2年9月14日（月）から9月16日（水）午後4時まで

- ・提出方法

- 質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。なお、ファイル形式は Microsoft社製Office Excel又はそれと互換性のある形式とする。宛名は、「8.8 本事業に関する問い合わせ」のとおりである。

- ・回答の公表

- 令和2年10月9日（金）

- 実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答は、本事業に係る橋本市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

(3) 募集内容に関する質問受付及び回答公表

募集内容に関する質問受付は以下の要領により行う。

- ・募集内容に関する質問受付

- ・受付期間

- 令和2年11月上旬から11月中旬まで

- ・提出方法

- 実施要領等に関する質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施要領等に関する質問書に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。なお、ファイル形式は Microsoft社製Office Excel又はそれと互換性のある形式とする。宛名は、「8.8 本事業に関する問い合わせ」のとおりである。

- ・回答の公表

- 提出された質問に対する回答は、本事業に係る橋本市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

2.3.3 応募の手続き

(1) 参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の受付締切

応募者は、参加に必要な書類を下記のとおり提出すること。

- ・提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照を参照のこと。

- ・提出方法

持参による。

- ・受付期間

令和2年12月下旬まで

- ・提出先

「8.8 本事業に関する問い合わせ」まで

(2) 参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認結果は、プロポーザル参加資格確認申請を行った応募者の代表者に対して、令和3年2月中旬に橋本市から書面により通知する。

(3) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

プロポーザル参加資格確認結果の通知により、プロポーザル参加資格がないとされた応募者は、橋本市に対して、参加資格の確認結果に関する説明の要求書（任意様式）により、説明を求めることができる。橋本市は、説明を求めた応募者の代表企業に対して、書面により回答する。

- ・提出書類

参加資格の確認結果に関する説明の要求書（任意様式）

- ・提出方法

持参による。

- ・受付期間

令和3年2月下旬まで

- ・提出先

「8.8 本事業に関する問い合わせ」まで

(4) 参加の辞退

橋本市よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合には、応募提出書類提出期限日までに参加辞退届を持参により提出すること。様式は任意とする。

(5) 応募時の提出書類

プロポーザル参加資格を有する旨の通知を市より受けた参加者（以下、「**参加者**」という。）は、提出書類一式を次のとおり提出することとする。

- ・提出書類

提出書類作成要領及び様式集参照を参照のこと。

- ・提出方法

持参による。

- ・受付期間

令和3年4月中旬まで

- ・提出先

「8.8 本事業に関する問い合わせ」まで

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 事業契約に関する基本的な考え方

3.1.1 基本契約の締結

橋本市は、優先交渉権者と交渉を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。ただし、交渉が成立しなかった場合又は基本契約の締結までに辞退した場合は、次順位者と協議を行う。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、橋本市は優先交渉権者と基本契約を締結しない場合がある。

3.1.2 事業契約の締結

橋本市は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設のJVと本事業にかかる設計及び建設工事請負契約を締結する。

さらに、橋本市は、基本契約に基づき、本施設の維持管理に関し、選定された参加者と本事業に係る維持管理委託契約を締結する。

基本契約、建設工事請負契約、耐震補強工事請負契約及び維持管理委託契約の4つの契約をまとめて、事業契約という。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、橋本市は事業者と事業契約を締結しない場合がある。

3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

3.2.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府公示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、橋本市が行う業務に係るリスクは橋本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

3.2.2 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、橋本市と事業者の分担概略を別紙 2 にリスク分担表として示すが、応募者に提示する事業契約書（案）に詳細に規定し、最終的に事業契約書で明文化する。

3.3 対象業務における要求水準

事業者は、事業期間中、橋本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求する要求水準は、要求水準書等において示すものとする。

3.4 橋本市による事業の実施状況のモニタリング

橋本市は、事業者が提供する業務内容の実施状況の確認を目的にモニタリングを行う。

3.4.1 モニタリング内容

(1) 設計及び工事段階

橋本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が橋本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が橋本市で定める水準を下回ることが判明した場合、橋本市は業務内容の改善を求める。事業者は橋本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

(2) 維持管理段階

橋本市は、事業者が行う維持管理業務について定期的に確認を行う。

事業者の実施する維持管理業務の水準が橋本市で定める水準を下回ることが判明した場合、橋本市は業務内容の速やかな改善を求める。事業者は、橋本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

3.4.2 モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用は、原則として事業者の負担とする。

4 対象施設等規模及び配置に関する事項

4.1 規模に関する事項

4.1.1 施設の処理能力

本事業において橋本市浄水場に求める処理能力は下記のとおりとする。

計画 1 日最大処理能力 26,000 m³/日

4.1.2 原水水質及び浄水水質

浄水水質要求水準は、橋本市が作成する水安全計画を厳守すること。

4.1.3 土地の使用に関する事項

橋本市浄水場及び取水場の敷地は橋本市の所有地であるが、当該敷地以外の本事業の実施に必要な用地については事業者の責任において調達すること。

5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、橋本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び事業契約に付帯する事業計画に関する紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

橋本市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、橋本市は事業契約を解除することができるものとする。詳細については事業契約書において規定する。

6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、橋本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるが、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

7.2 その他の支援に関する事項

橋本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 情報提供

情報提供は、適宜、橋本市のホームページにおいて行う。

8.2 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、特定事業の選定までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、橋本市のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

8.3 プロポーザルの中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、再募集要項又はプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。

8.4 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない等の理由により、本事業を DBO 方式で実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

8.5 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて応募者及び応募グループの負担とする。

8.6 提出書類の取り扱い

8.6.1 著作権

応募者及び応募グループから提出された提案書の著作権は、応募者及び応募グループに帰属する。ただし、橋本市は、本事業の公表及びその他必要と認める時には、優先交渉権者の承諾がある場合のみ提案書の一部又は全部を無償で使用するものとする。

8.6.2 特許権等

提案書内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者及び応募グループが負う。

8.6.3 提案書類の返却

応募者及び応募グループから提出された書類は返却しない。

8.7 本事業のアドバイザー

本事業に係る橋本市のアドバイザーは、以下のとおりである。
株式会社 NJS、菅原正明公認会計士・税理士事務所

8.8 本事業に関する問い合わせ

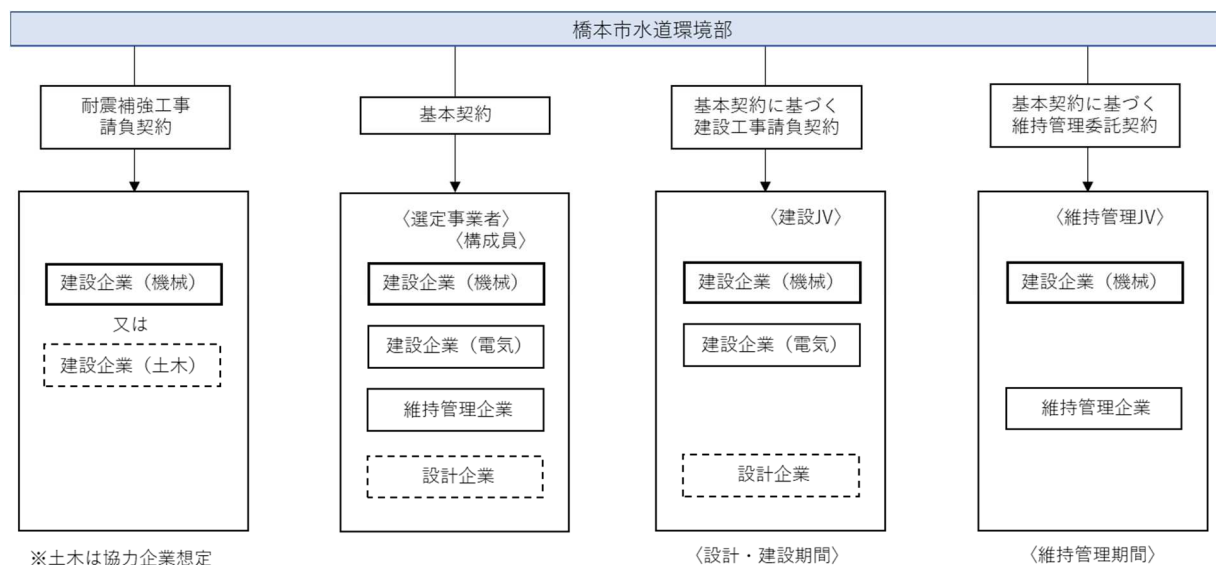
橋本市水道環境部水道施設課

電話 0736-33-2861

FAX 0736-32-8688

電子メール dbo@city.hashimoto.lg.jp

【別紙 1】 想定する事業スキーム



※応募者の代表企業が機械担当企業の場合の例

※応募者の代表企業は建設JV及び維持管理JVの代表企業も兼ねる必要がある

※設計企業の参加はなくてもよい

※土木担当企業は協力企業として参加を想定

※土木工事は協力企業との契約も可能とする。ただし協力企業は複数の応募者に協力することはできない。

【別紙2】リスク分担表

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				甲(公共)	乙(事業者)
共通	募集要項		記載内容の変更に関するもの 入札説明要項の誤りに関するもの	●	
	契約締結		甲(公共)の責に帰すべき事由により乙(事業者)と契約が結ばれない、または契約手続きに時間がかかる場合	●	
			乙(事業者)の責に帰すべき事由により選定乙(事業者)と契約が結ばれない、または契約手続きに時間がかかる場合		●
	財務		甲(公共)による債務不履行(支払遅延・不払い等)	●	
			乙(事業者)による債務不履行(倒産 等)		●
	制度関連	政治	債務負担行為などの議決に関わるもの	●	
			施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
			水道事業の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの	●	
		法制度許認可	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等	●	
			上記以外のもの	●	
		税制度	法人税などの乙(事業者)の利益に関する税の新設・変更		●
			消費税の変更に関わるもの	●	
	社会	第三者賠償	乙(事業者)の事由による第三者賠償等 設計、工事における事故、騒音、振動、光、臭気に関するもの		●
			乙(事業者)の事由による第三者賠償等 維持管理段階における水質、水量、水圧、給水等の悪化に関するもの		●
			上記以外に起因するもの (施設・設備の劣化等瑕疵、機能・性能不足、第三者の故意、不可抗力等)	●	
			甲(公共)の事由による第三者賠償責任等(予期できなかったもの)	●	
		住民対応	本事業を行政サービスとして実施することに係る住民反対運動・要望に関するもの等	●	
			上記以外のもの(設計建設、維持管理運転に係る住民からの苦情に関するもの等)		●
		環境問題	乙(事業者)が行う業務(設計、工事、維持管理運転等)に起因する環境の悪化		●
			上記以外の原因による環境の悪化	●	
	業務	想定外業務リスク	第三者の加害行為(破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等)により、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	●	

- 1) 両者に●: 契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。
- 2) ●と▲: 原則として●のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、▲の側もリスクを負う可能性がある。
- 3) 両者に▲: 一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
- 4) ●:●のリスク負担者が全てのリスクを負う。

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				甲(公共)	乙(事業者)
共通	労務	教育・研修	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		ハラスメント	乙(事業者)の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正・犯罪	乙(事業者)の従業員の不誠実行為(贈収賄、情報漏洩等)による業務停止、契約解除		●
	事故・災害		乙(事業者)の責に帰すべき事由によるもの		●
			甲(公共)の責に帰すべき事由によるもの	●	
	見学者対応		更新整備又は維持管理運転の不備によって見学者が怪我をした場合		●
	乙(事業者)の発注する業務		乙(事業者)が発注する業務の契約内容の変更等		●
	構成員		構成員の能力不足による事業悪化		●
	各種負担金		インフラ整備等の追加コストの発生	●	
	補助金受給・起債		補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するもの	●	
	関係機関等の調整		甲(公共)の事由による事業の延期などに関するもの	●	
			乙(事業者)の事由による事業の延期などに関するもの。(電気・ガス事業者の調整等)		●
	事業の中断		甲(公共)の事由による事業の中断等	●	
			乙(事業者)の事由による事業の中断。乙(事業者)の破綻によるもの、乙(事業者)の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合。		●
	不可抗力		戦争、暴動、台風、風水害、地震、天災等、甲(公共)及び乙(事業者)の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画内容の変更、事業の延期、中止に関するもの	●	▲
	計画変更		甲(公共)の事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
	契約不履行		乙(事業者)の責に帰すべき事由による契約不履行(事業者の更新整備した施設・設備の性能不足、事業者の維持管理・運営の不備)		●
			上記以外によるもの	●	
	物価変動		更新整備期間中の物価変動	●	▲
			維持管理運転期間中の物価変動	●	▲

- 1) 両者に●: 契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。
- 2) ●と▲: 原則として●のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、▲の側もリスクを負う可能性がある。
- 3) 両者に▲: 一定の基準又は協議によりリスクを両方で分担する。
- 4) ●: ●のリスク負担者が全てのリスクを負う。

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				甲(公共)	乙(事業者)
D 計画・設計	測量・調査		甲(公共)が実施した測量・調査に関するもの	●	
			現地調査時における安全確保		●
			上記以外の測量・調査に関するもの		●
	計画・設計・仕様変更		甲(公共)の請求による変更、不備	●	
B 建設段階	工事遅延		甲(公共)の事由による完工(維持管理運転開始)遅延	●	
			乙(事業者)の事由による完工(維持管理運転開始)遅延		●
	工事監理		工事現場管理に関するもの		●
			工事監理に関するもの	●	
	工事費増大		甲(公共)の事由による工事費増大	●	
			乙(事業者)の事由による工事費増大		●
	性能		要求仕様不適合(施工不良を含む)		●
	施設瑕疵		更新整備対象範囲内に事業者が建設、改修した施設に関するもの	● (契約不適合責任 期間以降)	● (契約不適合責任 期間)
			更新整備対象範囲外の施設に関するもの	●	
	施設損傷		施設の引き渡し前に、施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害	▲	●
O 維持管理におけるリスク	性能	維持管理ミス	工事現場における事故等の発生		●
			日常管理の不徹底		●
			赤水等(管路切替等による管内流速の急変、管内狭雑物の流出等)	●	
	施設瑕疵		老朽化に起因した基準不適合水の配水	●	▲
			乙(事業者)が更新、修繕した施設に関わるもの		●
	施設損傷		上記以外の施設に関わるもの	●	
			乙(事業者)に起因するもの		●
			甲(公共)に起因するもの	●	
	維持管理コスト増大		その他災害に起因するもの	●	
			突発的な配水トラブル(他工事、配水・給水管破損による断水、水量の増大等)への対応に伴う経費の増加、緊急対応による費用負担	●	▲
終了	終了手続き		上記以外のもの (破損事故に伴う管路施設更新等)	●	
			機器破損事故 施設の老朽化	●	
	事業終了時の施設状況		終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの事業会社に精算手続きに伴う評価損益等		●
			事業終了時の施設状況の要求水準の未達		●

- 1) 両者に●: 契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は委託者が負う。
- 2) ●と▲: 原則として●のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、▲の側もリスクを負う可能性がある。
- 3) 両者に▲: 一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
- 4) ●: ●のリスク負担者が全てのリスクを負う。

説明会・現場見学参加申込書

橋本市長 平木 哲朗 様

申込者 会 社 名 _____

所 在 地 _____

担当者氏名 _____

所 属 _____

連 絡 先 _____

電 話 _____

F A X _____

Eメールアドレス _____

「橋本市浄水場 1 系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業」に関する説明会及び現場見学会の参加について、以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所 属 部 署	(該当箇所に○)
		説明会・見学会
		説明会・見学会

注1) 説明会会場の都合上、参加者は 1 社につき 2 名までとする。

注2) 説明会では実施方針（案）等の資料を配布しないため、参加者が持参すること。

注3) 現場への移動手段は、参加者で用意すること。

注4) 本申込書の提出期限は、電子メールで 9 月 10 日（木）午後 4 時（必着）までとする。電子メールの宛先は「8.8 本事業に関する問い合わせ」を参照のこと。

【様式2】実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問書

法 人 名	
-------	--

該 当 箇 所	ペ ー ジ	
	項 番	
	項 目	
質 問 ・ 意 見 の 区 分	1 質問	2 意見 (いずれかを○で囲んでください。)
質 問 ・ 意 見 の 内 容		

注1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注2) 質問は、本様式1枚につき1件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。